



この別表は、繰延資産の種類区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したもの及び措置法による特別償却の規定の適用を受けるものは別行で記載してください。

「繰延資産の種類1」
例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。

「支出した金額3」
繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。
(1) 当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産……その期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度
(2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度

「償却期間の月数4」
その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に12を乗じた月数を記載します。
なお、支出の効果の及ぶ期間に1年未満の端数がある場合には、その1年未満の端数は切り捨てます。

繰延資産の種類	1	2	3	4	5					
支出した年月										
支出した金額			円	円	円	円	円	円	円	円
償却期間の月数				月	月	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数										
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額)	22									

【チェックポイント】
資産を賃借するために支出した権利金等の額は、繰延資産となりますが、一時の損金として計算していませんか。

【チェックポイント】
支出時に損金経理した繰延資産で、支出金額が20万円未満のものについては、この別表に記載せずに一時の損金とすることができます。

「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」
当期中のその繰延資産の償却期間の月数(当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

「前期からの繰越額14」

法第32条第7項((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下この別表の留意点において「帳簿記載等差額」といいます。))がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。

- (1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)
 - ……その適格組織再編成の日の属する事業年度
- (2) 合併等により移転を受けた繰延資産
 - ……その合併等の日の属する事業年度
- (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その民事再生等評価換えが行われた事業年度
- (4) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度
- (5) 通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その通算時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
- (6) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度

「同上のうち当期損金認容額15」

当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

「証明書等の添付」

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和4年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
事業適応繰延資産の特別償却	措置法42の12の7②	措置法規則20の10の3③		○
		一に規定する書類		

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

当期分の普通償却限度額	6	円	円	円	円	円
$(3) \times \frac{(5)}{(4)}$						
租税特別措置法適用条項	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
特別償却限度額	8	外	円外	円外	円外	円外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
合 計	10					
$(6) + (8) + (9)$						
当期償却額	11					
償却不足額	12					
$(10) - (11)$						
償却超過額	13					
$(11) - (10)$						
前期からの繰越額	14					
同上のうち当期損金認容額	15					
$((12) \text{ と } (14) \text{ のうち少ない金額})$						
差引合計翌期への繰越額	16					
$(13) + (14) - (15)$						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	17					
$((12) \text{ と } (8) + (9) \text{ のうち少ない金額})$						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
差引翌期への繰越額	19					
$(17) - (18)$						
翌期額への内繰戻	20	：	：			
当期分不足額	21					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22					
$((12) \text{ と } (8) \text{ のうち少ない金額})$						

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					